



東地申1号

その1

「ジョブローテーションによる強制配転の中止を 求める緊急申し入れ」団体交渉を行う！

1. 今申し入れにおいての団体交渉を速やかに開催すること。

【会社回答】

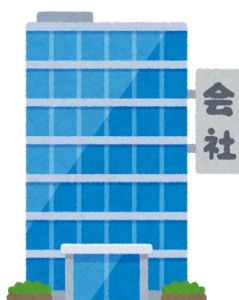
具体的な提起があれば、「労使間の取扱いに関する協約(令和2年5月15日締結)」に則り取り扱うこととなる。

考え方を主張し、会社の不誠実さを指摘！

- ① 簡易苦情処理が『12件』も出されている。
- ② ジョブローテーションによる強制配転においては面談や懲憑のあり方、多くの問題が孕んでいる。
- ③ 人事異動を受ける組合員を含む社員から
不満の声が出されている。



その中で、明日付けで異動となる。10日以内での開催を要請したが、開催となったのは11日。現場も含めて不誠実であることを指摘せざるを得ない。会社は重く受け止め、真摯な回答と議論を求める。



最大限窓口間で調整した結果、本日となった。

会社としては、これまでもこれからも誠実に対応し、責任ある回答を行う。

その2へ続く！